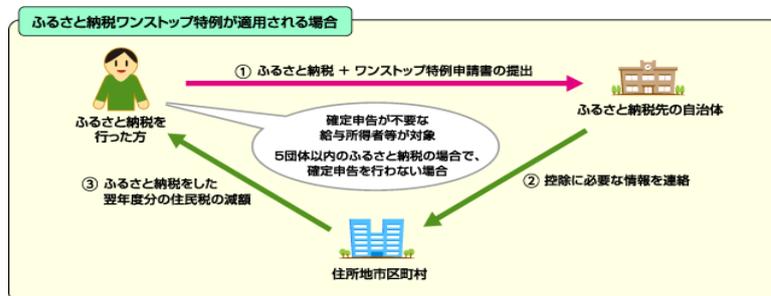


『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を利用される方へ

【制度の概要】

- 大阪府など地方公共団体に寄附を行った場合、確定申告を行うことで、寄附金税額控除の適用を受けることができますが、確定申告が不要な給与所得者等が、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体に提出することにより、確定申告不要で寄附金税額控除が受けられる制度です。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用した場合、所得税からの還付は行われず、ふるさと納税を行った翌年度の個人住民税の減額という形で税額控除が行われます。



【申請手続き】

- 大阪府へご寄附いただける方には、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をお送りいたしますので、制度の利用を希望される場合は、当該申請書に記入・押印のうえ、本人確認書類の写しと一緒に、**各事業の担当窓口へご郵送ください。**

申請書受付後、申請者へ受付書をお送りいたします。

【注 意 点】

- この制度の対象となる方は、以下①、②のいずれの条件も満たす方に限られます。
 - ①地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること
⇒**ふるさと納税の寄附金税額控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要が無い方**が対象です。
 - ②地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること
⇒**ふるさと納税ワンストップ特例制度で寄附を行う地方公共団体の数が年間で5団体以下であると見込まれる方**が対象です。
- マイナンバー（個人番号）制度の導入により、地方税法施行規則等の一部が改正され、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」についても、個人番号を記入することとされました。
- また、当該申請書を提出いただく際には、法令に定められている個人番号の本人確認（「個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）」と「申請者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」の両方を確認）をさせていただきますので、**次の書類（番号確認するための書類と身元確認するための書類の両方）の写しを寄附金税額控除に係る申告特例申請書と一緒にご郵送ください。**

番号確認するための書類 (以下のいずれか)	身元確認するための書類 (以下のいずれか)
・ 個人番号カード	・ 個人番号カード
・ 通知カード	・ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、住民基本台帳カード（顔写真付）、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など
・ 個人番号が記載された住民票、住民票記載事項証明書	・ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者（大阪府）が適当と認めるもの（氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）

※本人確認のために提出いただく書類の詳細は、大阪府HPでご確認いただけます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/fuzei-mynumber.html>

- 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出後、寄附をされた翌年1月1日までの間に、転居による住所変更など当該申請書の内容に変更があった場合は、寄附をされた翌年1月10日までに、ふるさと納税先団体（大阪府）へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を提出する必要があります。変更届の提出がない場合、ワンストップ特例制度の適用を受けられないこととなります。